

議案第 27 号

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

時差勤務制度に関する規程について、取得時間の単位を改正するため。

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程（平成30年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(時差勤務の区分) 第3条 ……略…… 2 時差勤務を利用する日の休暇等は、年次有給休暇に限り、半日又は <u>1時間</u> の単位で取得することができる。この場合において、別表に定 める休憩時間の指定は、できないものとする。	(時差勤務の区分) 第3条 ……略…… 2 時差勤務を利用する日の休暇等は、年次有給休暇に限り、半日又は <u>2時間</u> の単位で取得することができる。この場合において、別表に定 める休憩時間の指定は、できないものとする。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

年 月 日

所属長 殿

時差勤務について、次のとおり申請いたします。

申請者氏名 (職員番号)		印
所属・職名		

利用日		年 月 日 ()			
勤務時間		☐ 6:30～15:15(休憩10:00～11:00)	☐ 10:30～19:15(休憩14:00～15:00)		
		☐ 7:00～15:45(休憩10:30～11:30)	☐ 11:30～20:15(休憩15:00～16:00)		
		☐ 7:30～16:15(休憩11:00～12:00)	☐ 12:30～21:15(休憩16:00～17:00)		
		☐ 8:00～16:45(休憩11:30～12:30)	☐ 13:00～21:45(休憩16:30～17:30)		
		☐ 9:30～18:15(休憩13:00～14:00)			
		休憩時間の変更希望がある場合(: ~ :)			
利用の要件	分類	☐ 職員以外の者が出席する会議、ワークショップ等への出席 ☐ 市民等を対象とした説明会等への出席 ☐ 工事等への立会い ☐ 街頭での啓発活動等への参加 ☐ その他実施を避けることができないものとして所属長が認めた業務			
	業務概要(上記分類の説明)				
	勤務予定日時	年 月 日 () : ~ : ※ 正規の勤務時間以外の時間帯のみ記入してください。 ※ 業務終了時刻が22時を超えるときのみ、翌日に利用することができます。			
上記と同じ内容による申請者以外の利用者がいる場合	氏名 (職員番号)	所属・職名	氏名 (職員番号)	所属・職名	
		印		印	
		印		印	
		印		印	
		印		印	
処理欄	☐ 承認 ☐ 不承認 ⇒ ☐ 利用の要件に該当しないため。 ☐ 業務に支障があるため。 ☐ その他()				
	承認を取り消したときの理由 ☐ 本人からの申出 ☐ 利用の要件に該当しなくなったため。 ☐ その他()				
	所属長		出勤簿修正		課

- ・ 所属長に提出して承認を受けてください。
- ・ 原則として勤務日の前日までに承認を得られるよう所属長に提出してください。
- ・ 利用日の休暇等は、年次有給休暇に限り、半日又は1時間の単位で取得することができます。この場合において、休憩時間の変更は、できません。
- ・ 庶務事務システムにおける出勤簿修正の権限を有する職員(原則として係長級職員、管理職は自ら)が、申請書に基づいて出勤簿を承認された勤務時間に修正してください。

《庶務事務システムにおける出勤簿の修正手順》

庶務一般⇒出勤簿管理⇒出勤簿修正(所属毎)⇒所属を正しく設定⇒検索⇒対象職員の利用日における「通常普通勤務」を選択(ブルーになる。)⇒勤務形態のチェックボックスにチェック⇒承認された勤務時間を選択⇒設定⇒更新

この申請書は、時差勤務の利用を終えたら 課まで提出してください。